

年 組 番

保 護 者 様

岡山県立岡山大安寺中等教育学校長

出席停止について

次の疾病は、学校保健安全法第19条により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため出席停止となります。
出席停止の期間は次のとおりです。

出席停止期間の基準

<p>第1種</p>	<p>エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） 及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が（H5N1）であるものに限る。） 新型コロナウイルス感染症</p>	<p>治癒するまで</p>
<p>第2種</p>	<p>インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 ----- 結核 髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>発症した後5日を経過し、かつ、 解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は 5日間の適な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p>ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない</p> <p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
<p>第3種</p>	<p>コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症</p>	<p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>

※医師に上記疾病と診断された場合のみ出席停止の対象となりますので、必ず受診してください。
医師の許可が出るまで外出はせず、自宅で安静にしておいてください。
医師から登校の許可がでましたら、別紙証明書に医師の証明をもらい（料金は自己負担していただくこととなります。）登校時に提出してください。